

第十九回国会 大蔵委員會議録第三十号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 千葉 三郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 坊 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 内藤 友明君 理事 久保田 鶴松君

理事 井上 良二君 大平 正芳君

吉米 地英俊君 福田 越夫君

齋藤 泉介君 堀川 恭平君

福田 繁芳君 佐々木 更三君

春日 一幸君 平岡 忠次郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 植木 庚子郎君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月二十九日

委員金光庸夫君及び堀川恭平君辞任につき、その補欠として三和精一君及び有田二郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号) 財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)の審査を本委員会に付託された。

同日

繊維品消費税創設反対に関する陳情書(愛知県中島郡起町長丹羽豊一外一名)(第二三八九号) いやし繊維税創設反対に関する陳情書(京都府会議長北村平三郎)(第二

第一類第六号

大蔵委員會議録第三十号 昭和二十九年三月二十九日

三九〇号)

同(大阪市東区安土町一丁目二十三番地綿織会館内大阪絹人絹織物商協

会理事長松本鐘一)(第二三九一号)

揮発油税率の据置きに関する陳情書(社団法人日本自動車会議所会長村

上義一)(第二三九二号)

石油関係品の関税減免措置に関する陳情書(社団法人日本自動車会議所

会長村上義一)(第二三九三号)

同月二十七日

昭和二十九年年度国税改正案に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第二四八八号)

各種税法等の改正に関する陳情書(東京都港区芝新橋六丁目社団法人

日本税理士会連合会長松隈秀雄)(第二四八九号)

当せん金附証券法改正に関する陳情書(東京都渋谷区千駄ヶ谷全国更生

保護会連合会長植田俊吉)(第二四九〇号)

いやし繊維税創設反対に関する陳情書(一宮市長伊藤一外一名)(第二四九一号)

同(奈良県議会議長大森久司)(第二四九二号)

企業資本の充実のための特別措置等に関する陳情書(東京都中央区日本

橋兜町一丁目日本証券業協会連合会長小池厚之助)(第二五三九号)

揮発油税率の据置きに関する陳情書(金沢市木ノ新保五番丁石川県トラ

ック協会会長関友次郎外一名)(第二五四〇号)

濁酒密造防止対策に関する陳情書(会津若松市上大和町新城猪之吉)(第二五四一号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会申入れの件

参考人招致に関する件

特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)(予)

〇千葉委員長 これより会議を開きます。

まず連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。ただいま外務委員会において審査中の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めめる件外三つの協定について承認を求めめる件につきまして、外務委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇千葉委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

〇千葉委員長 次に去る二十六日当委員会に付託されました特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案及び財政法等の一部を改正する法律案並びに去る二十四日予備審査のために付託されました公認会計士法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として、順

次政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。植木大蔵政務次官。

特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案

特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案

第一条 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき本邦の領域内にある国際連合の軍隊(以下「国際連合の軍隊」という)の派遣国の政府」を、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員又は国際連合の軍隊」を加える。

第二条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改める。

第三条第二項中「アメリカ合衆国政府」の下に「又は国際連合の軍隊の派遣国の政府」を、「受入金」の下に「及び資金の運営に伴うその他の受入金で政令で定めるもの(以下「受入金」と総称する。以下「資金に組み入れる」を「資金に受け入れる」に改める。

第四条中「調達に要する経費」の下に「及び過誤に因る受入金の還付金」を加える。

第五条第一項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、同条第二項中「特別調達庁長官」を「調達庁長官」に改め、「政令で定めるところにより、」の下に「受入金の資金への受入、前条に規定する支払資金の交付、」を加える。

第八条中「(出納官吏を除く。以下同じ。)」を削り、「資金の運営に関する行為」の下に「(会計法第四十一条第一項の規定による弁償責任の対象となる行為を除く。)」を加える。

第二条 駐留軍労働者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「アメリカ合衆国軍隊」の下に「若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき本邦の領域内にある国際連合の軍隊」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、国際連合の軍隊に係る改正の部分は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の効力発生の日、アメリカ合衆国政府の職員に係る改正の部分は、日本国と

アメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日から施行する。

財政法等の一部を改正する法律案
財政法等の一部を改正する法律
第一条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「歳出予算の金額」の下に「（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）」を加え、同条第三項中「三箇年度」を「五箇年度」に改める。

第三十四条第三項中「及び会計検査院」を削る。

第四十三條第二項を次のように改める。

前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二項を「前条第三項及び第四項」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十三條の三 各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することが出来る。

第二条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第五項中「代理支出負担行為担当官」といふを「代理支出負担行為担当官」と改め、第四項の規定により支出負担行為担当官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任支出負担行為担当官と改め、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第五項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為担当官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前項の規定の適用については、同項前段中「支出負担行為担当官」とあるのは、「分任支出負担行為担当官」と、「支出負担行為の」を「支出負担行為の」と改め、同項の次に「支出負担行為担当官が所屬の各分任支出負担行為担当官のなす支出負担行為の限度額及びその内訳を記載した書類」と読み替へるものとす。

第十三條の四「第十三條の二」を「第十三條の二第一項」に改める。

第四十二條中「遅滞なく、」を「政令の定めるところにより、」に改める。

第四十六條の次に次の一条を加える。

第四十六條の二 各省各庁の長は、財政法第四十三條第一項に規定する繰越の手續に関する事務を当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、大蔵大臣は、同項に規定する承認に関する事務を大蔵省所屬の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。

3 昭和二十八年年度分以前の予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八條中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 各省各庁の繰越明許費に関する、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

公認会計士法の一部を改正する法律案
公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五條中「特別公認会計士試験」を「第五十七條に規定する検定」に改める。

改め、「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第五項中「特別公認会計士試験を受けようとする者は、千円を、」を「検定を受けようとする者は、五百円を、」に改め、同条第六項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 検定に合格した者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第五十七條の二を次のように改める。

第五十七條の二 検定は、第十条に規定する第三次試験を受けるため必要な専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学及び商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、これを行う。

第五十八條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

第五十九條中「特別公認会計士試験」を「検定」に改め、「試験科目及び試験の方法」を「検定科目及び検定の方法」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十九年八月一日から施行する。

2 この法律による改正前の公認会計士法第五十七條の規定により特別公認会計士試験に合格した者の資格については、なお従前の例による。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表公認会計士審査会の項中「特別公認会計士試験」を「検定」に改める。

「第三次試験の受験資格に
ついての検定」に改める。

○植木政府委員 たいま議題となり
ました特別調達資金設置令等の一部を
改正する法律案外二法律案につきまし
て、提案の理由を御説明申し上げま
す。

まず、特別調達資金設置令の一部改
正について申し上げますが、改正の一
つは、従来特別調達資金の運営に関
しては、これを円滑に処理するた
め資金に属する現金の支払いの原因と
なる契約等について、その事務の一部
を都道府県の職員に取扱わせて参
つたのでありますが、今回、同資金の運
営に関する事務の簡素化をはかるた
め、アメリカ合衆国政府等からの受入
金の同資金への受入れ等の事務につ
きましても、これを都道府県の職員に
取扱わせることができることにいたし
ますとともに、あわせて所要の規定の
整備をいたしましたのであります。

その二は、このたび政府は、国際連
合の軍隊の派遣国の政府及びアメリ
カ合衆国政府との間にそれ／＼締結いた
しました日本国における国際連合の軍
隊の地位に関する協定及び日本国とア
メリカ合衆国との間の相互防衛援助協
定を本国会に提出いたしましたして御承認
を求めているのでありますが、これら
協定に基いて国際連合の軍隊またはア
メリカ合衆国政府の特定の職員の需要
に応じて行つた物及び役務の調達につ
きましても、これを円滑にするため、従
来行つております駐留軍の場合と同
様、特別調達資金により行つことが適
当であると考えまして、これを同資金
において取扱ひ得るよういたしましたの
であります。

次に、駐留軍労働者等に支払うべき
給料その他の給与の支払い事務の処理
の特例に関する法律の一部改正につ
いて申し上げますが、国際連合の軍隊ま
たはアメリカ合衆国政府の特定の職員
のために労務に服する者に対する給与
の支払い事務につきましても、その事
務の一部を銀行に委託して取扱はせる
ことができることとしたのであり
ます。

次に、財政法等の一部を改正する法
律案について御説明申し上げます。
この法律案は、財政会計制度の合理
化と簡素化をはかり、もつて、国の会
計事務の円滑な運営に資するため、財
政法及び会計法中、必要と認められる
部分につきまして所要の改正を加えよ
うとするものであります。以下改正点
の内容につきまして、簡単に御説明申
上げます。

第一に、歳出予算の繰越し及び繰越
明許費にかかる債務負担に関する点で
あります。繰越明許費にかかる歳出
予算に基いて、国が工事請負契約等の
債務負担を行う場合において、その支
払いが翌年度にまたがるものにつ
いては、現行規定によれば、当該契約を分
割し、年度内に支出可能な部分につ
いては支出負担行為をなし、その他の部分
は翌年度において歳出予算の繰越しを
待つて行つて行つた方法をとらなければ
ならない結果となるのであります。が、
このたびの改正により、大蔵大臣の承
認を受けた場合においては、翌年度に
おいて支出すべき部分をもあわせて、
当該年度内に債務負担をすることがで
きることにし、また歳出予算の繰越し
については、各省各庁の長が、大蔵大臣
の承認を受けた金額の範囲内において

繰越すことができることとし、他面、
繰越しの承認に関する事務を大蔵省及
び各省各庁の地方支分部局の長等に委
任することができる措置を講じ、繰越
し事務の迅速化をはかることとしたし
たいのであります。

第二に、国庫債務負担行為によつて
国が支出すべき年限は、当該年度以降
三箇年度以内となつておりますのを、
継続費の制度において継続費の年限が
五箇年度以内となつております点をも
考慮いたし、その年限を延長し、五箇
年度以内とすることとしたしました。

第三に、新たに分任支出負担行為担
当官の制度を設け、支出負担行為担
官の設置されていない官庁において行
う支出負担行為事務の円滑化を期する
こととしたしました。

なおそのほか、事務簡素化の一環と
いたしまして、支払い計画を承認した
場合における大蔵大臣の会計検査院に
対する通知は、これを廃止することと
し、また出納官吏が現金または物品を
亡失毀損した場合における大蔵大臣に
対する通知は、その都度行ふこととな
つておりますのを、政令の定めるところ
により通知することとし、一定期間
分をとりまとめ通知することもでき
るような取扱ひを規定して参りたいと
思ひます。

次に公認会計士法の一部を改正する
法律案の提案の理由を御説明申し上げ
ます。

公認会計士試験につきましては、法
律施行以来特別公認会計士試験を実施
して参りましたが、この特別公認会計
士試験の制度は、本年七月三十一日
もつて終了することとなつておりま
す。

しかしながら公認会計士試験の第三
次試験及び特別公認会計士試験の実施
状況等から考え、また公認会計士試験
制度の確立をはかるために、この際公
認会計士となるには、何人も第三次試
験に合格しなければならぬという原
則を確立する一方におきまして、特別
公認会計士試験の受験資格者に対し
して、暫定的に何らかの従来の特別公
認会計士試験にかわる制度を設けるこ
とが必要であると考えられます。

すなわち昭和二十九年七月三十一日
までに特別公認会計士試験を受けるこ
とができる資格のある者に対し、第三
次試験を受けるため、必要な専門的学
識を有するかどうかを判定するための
検定を行うこととし、これに合格した
者は、三年間の実務補習等の期間の経
過を要しないで、ただちに第三次試験
を受けられることができることとしたし
ました。なおこの検定の実施は、昭和二
十九年八月一日から三年以内に限
定し、毎年二回行うこととしたして
あります。

以上がこの三法律案の提案の理由で
あります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉委員長 次に、お諮りいたしま
す。ただいま当委員会が審査中の外国
為替銀行法案、出資の受入、預り金及
び金利等の取締に関する法律案、証券
取引法の一部を改正する法律案、この
三案につきましては、審査の慎重を期
するために参考人より意見を聴取いた
したいと存じますが、これに御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

なお参考人の選定、日時等につきま
しては、すべて委員長に御一任を願つ
ておきたいと存じますが、これに御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めま
す。よつて委員長に御一任をいただく
ものと決しました。

次会は明三十日午前十時より開会す
ることとしたしまして、本日はこれに
て散会いたします。

午前十一時三十五分散会

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局